

発 言 通 告 書

令和3年11月30日

松山市議会議長 若江 進 殿

松山市議会議員 梶原時義

次のとおり通告します。

|         |                         |                      |                       |           |
|---------|-------------------------|----------------------|-----------------------|-----------|
| 発言順位    | 20                      | 受領日時                 | 11月30日 午前 11時 55分     | 3 枚中 1 枚目 |
| 質問等の方式  | 一問一答方式 ・ 一括方式           |                      | 発言時間                  | 約 8 分     |
| 答弁を求める者 | ・市長<br>・教育長<br>・農業委員会会長 | ・選挙管理委員会委員長<br>・監査委員 | ・公平委員会委員長<br>・公営企業管理者 |           |

| No. | 件 名  | 発 言 の 要 旨  |
|-----|--|--|
| 1   | あなたなら許せますか、払いますか。<br>46年間、何の環境変化もない農地に<br>突然、前年比3.5倍、350%課税をされ<br>た土地固定資産税について。<br>市長は世紀の職員不祥事を謝罪して<br>撤回せよ。 | (1)本市職員をして「もはや犯罪行為」と愚痴る、本市の市街化区域農地に対する3.5倍350%課税は、野志市長がどんなにへ理屈をつけても、絶対にあってはならない愚行にほかならない。そもそも固定資産税は、その資産の価値に着目した財産税であって「適正な時価」すなわち正常な条件の下に成立する当該不動産の取引価格であり、客観的な交換価値と解される(最高裁平成15年6月26日第一小法廷)から判断すると、本件、松山市星岡町3丁目340番の土地(1143㎡:評価額687万円)から分筆した同340番1(571㎡:評価額1,200万円)の土地は、同じ場所にあり、かつ面積が2分の1になったにもかかわらず、元地番の同340番よりも512万円も高い評価額を設定しており、客観的な交換価値を判断基準とするなら本市の決定は誰が考えても異常であり、誤りである。正常な条件の下、同じ場所で土地の広いほうが安く、その半分の狭い土地の方が高いという、不動産取引はあり得ないのではないか。(本件土地の固定資産税に関しては、所有者より個人情報に関係なく解明してほしいと同意書が出されますので、念のために。)<br>(2)松山市星岡町3丁目340番1の土地を含め、この周辺農地や宅地の地価公示価格は2017年、2018年、2019年、2020年とどのくらい上昇したのか。各年の上昇率を問う。<br>また、市内全体平均との比較を問う。<br>(3)市長は9月議会の答弁で、「個人情報保護の観点から」として答弁をしなかったが、3.5倍課税したこの土地の価値は約3.5倍に上がったのか。上がってないのか。上がったのなら理由を問う。<br>(4)本市が課税の正面路線に変更した私道の位置指定道路は46年前から存在し、分筆の有無にかかわらず接道していたが、なぜ昨年(2020年)からその道路を正面路線に変更したのか。<br>また、同340番の土地については、接道もしていない道路を正面路 |

| No. | 件名   | 発言の要旨   |
|-----|--|---|
|     |  | <p>線としていたが、理由を問う。黒川理財部長の職務怠慢なのか。</p> <p>(5) 結局、本市が前年比 3.5 倍 350%課税をした本件土地については適正な時価の上昇や客観的な価値も上がっておらず、明らかに最も重い課税ミスである。黒川理財部長の不祥事隠蔽工作とも考えられるが、まずは被害者に対する謝罪と撤回を行うべきではないか。</p> <p>(6) 市長が幹部職員言いなりのまま、司法で不当な課税に対する撤回の判断が出た場合に、市長と理財部長はどう責任を取るのか。真面目な米作り農家の市民を、丸 2 年間にわたり苦しめ、痛めつけたことは、生半可な責任の取り方では済まされない。市長は大幅減給、理財部長は降格が妥当ではないかと思うが考えを示せ。</p>   |
| 2   | 年間 1 万 2,000 人もの利用者が改善を求めている、都市整備部の各種証明書発行業務について | <p>(1) 本市の本庁 7 階にある都市整備部には、建設や不動産取引に関わる業者さんを中心に年間約 1 万 2,000 人もの市民が都市計画証明書等の取得申請に来庁するが、旧態依然の業務効率の悪さと、来庁市民に対する利便性の配慮に欠ける職務執行体制が、市民だけでなく窓口の職員まで苦しめていることを、昨年 2020 年の 6 月議会の一般質問で私が指摘した後、1 年半もの間、何とかするよう言い続けてきたが、一向に改善されていない。都市整備部だけが、いまだに窓口で申請手数料を受け取らず、来庁した市民に銀行まで振り込みに行かせ、その領収書を見せないと証明書等を出さないという仕組みを続けている。</p> <p>①なぜ、こんなお粗末な業務執行体制を見逃すのか。</p> <p>②市長は市民の利便性を考えたことがあるのか。あれば示せ。</p> <p>③なぜ、年間 1 万 2,000 人のお客様である来庁市民を銀行まで振り込みに行かせるのか。改善策を考えたことはあるのか。あれば示せ。</p> <p>④実際に 1 階の市民部ではキャッシュレスレジを導入して、市民にも職員にも好評を得ていると聞いているが、他部署の情報を共有する気はないのか。</p> <p>また、レジ導入の 1 カ月当たりのランニングコストは幾らかかるのか。</p> <p>⑤ほとんどが数百円と少額の窓口手数料だが、なぜ、他部署ができているのに窓口で現金等による収納をしないのか。</p> <p>⑥コロナ禍、市民部のように非接触可能なキャッシュレスを含んだ窓</p> |

